

**令和8度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業（技術開発事業）
業務委託特記仕様書**

1 業務目的

近年、新潟県においてもニホンジカの生息数が増加していることから、早期のニホンジカ対策の必要性が高まっている。本業務では、秋期において自動撮影カメラを活用した個体数管理のためのモデル技術を開発する。

2 業務内容

業務計画書に定めるもののほか、以下により業務を行う。なお、業務を行うにあたり、県と受託者は打合せ（業務開始、中間報告）を行う。詳細な打合せ時期については、県と協議の上決定する。

なお、捕獲従事者は、受託者の安全管理規定に従って捕獲を行うこととする。

(1) 対象鳥獣

ニホンジカ

(2) 猟法

わな猟とする。

(3) 規模

1,800 基日程度とする。

状況により県と受託者が協議の上、決定する。

(4) 捕獲目標頭数

20 頭

捕獲目標頭数を達成した場合は、委託者と受託者が協議の上、捕獲目標頭数を上方修正することにより、可能な限り多く捕獲するものとする。なお、捕獲目標頭数を達成できなかった場合は、必要に応じて契約額の減額を行う。

(5) 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、捕獲実施期間は原則として令和8年11月末までとし、詳細は県と協議の上、決定する。

(6) 捕獲実施区域

別紙の令和7年度の自動撮影カメラ調査の結果から、撮影頻度（撮影頭数/カメラ稼働日数）が高い5地点程度。

(7) 資材について

業務に必要な資材は受託者が用意する。

(8) 保険の加入

受託者（捕獲従事者）は、当該業務の遂行にあたり、捕獲作業時や移動時における万が一の事故発生に備え、十分な補償等を行えるよう損害保険契約に加入すること。

(9) 捕獲情報等の記録、提出

受託者は、全従事者分をとりまとめて、1日分の作業日報及び捕獲調査票を作成し、メールで報告する。

(10) 実績確認

本業務の実績確認は「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル（令和7年3月28日一部改正、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）」による。なお、本マニュアルが改正された場合は、改正後のマニュアルにより実績確認を行うこと。

(11) 令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価検討会への出席

- ① 受託者は、県が開催する当該検討会に出席するとともに、下記6（1）①について県が指定する日までに資料を作成提出し、説明する。なお、資料の提出は電子データによるものとする。
- ② 検討会出席に係る旅費等については受託者の負担とする。

3 委託業務の経理

- ① 本委託業務の経費は事業ごとに管理するものとし、事業間での流用は行わないこと。
- ② 事業が完了したときは、事業ごとに成果報告書を提出すること。
- ③ 受託者は、当該委託事業に関する書類及び帳簿を事業終了後5年間保存しておくこと。

4 従事者証

受託者は捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、従事者証を返納する措置を講じること。また、受託者は事業が中止された場合又は契約が解除された場合には、速やかに従事者証を返納する措置を講じること。

5 実包管理の状況

- ① 受託者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底すること。
- ② 受託者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握すること。
- ③ 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載すること。
- ④ 受託者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、業務報告書に記載すること。
- ⑤ 受託者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ県の確認を受けること。
- ⑥ 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じること。

6 成果報告書及び納品期限

受託者は、実施計画に基づき、下記により成果物を県に納めるものとする。

(1) 業務完了報告書

次の事項について記載した書類（1部）及び電子データ（一式）

- ① 業務内容と実施状況

② 総合評価（上記2(11)での意見等を踏まえたもの）

(2) 納品期限

令和9年3月31日（水）

7 その他

- ① 報告、提出、連絡等において、セキュリティ上、フリーメールの使用は認めない。
- ② 本仕様書に疑義を生じた時又は本仕様書によりがたい事由が生じた時は、県と受託者が協議し、措置を決定するものとする。
- ③ 本業務で得られた成果の無断での転用を禁止する。

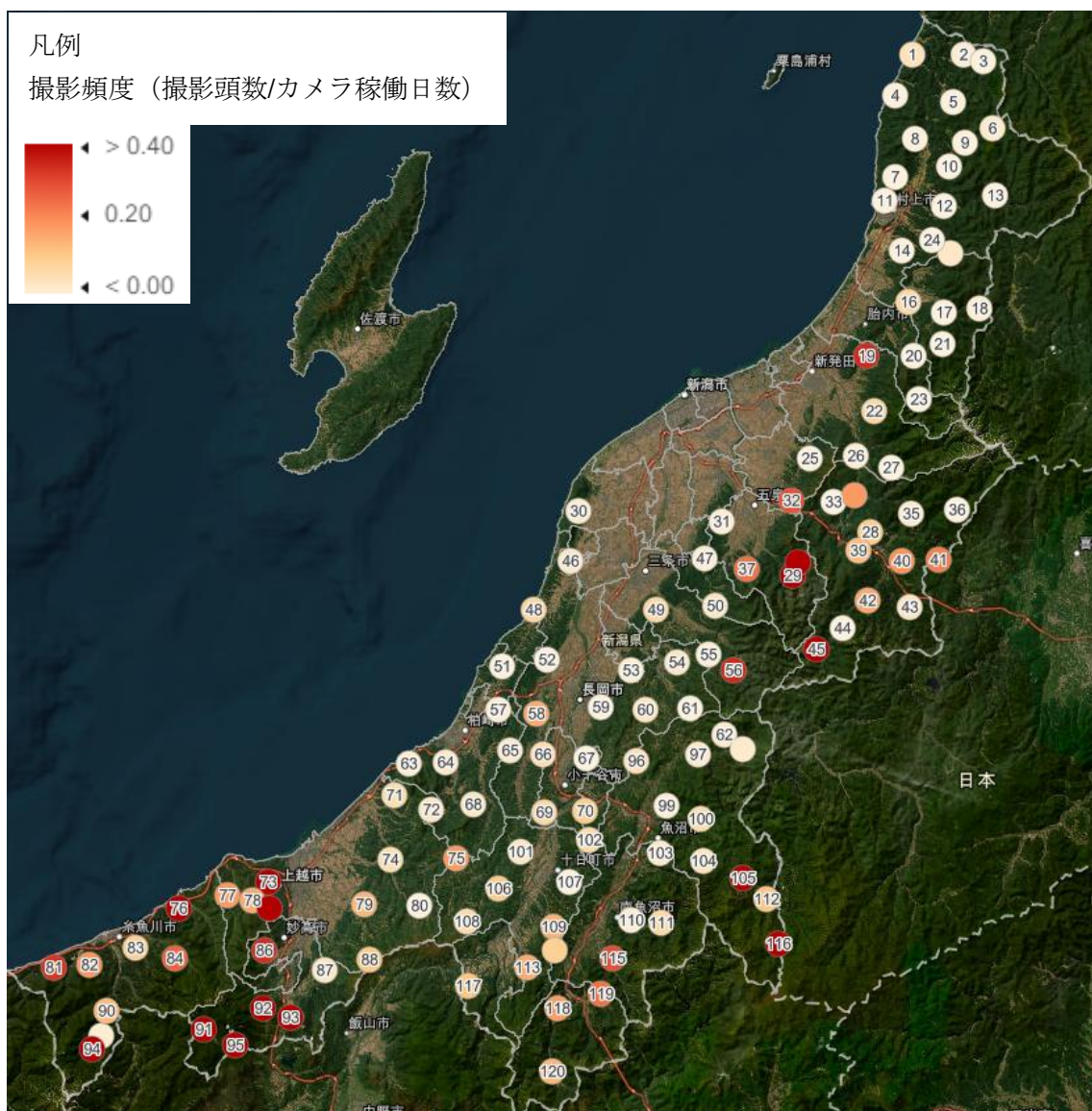


図1 令和7年度ニホンジカ自動撮影カメラ調査結果(7~11月)

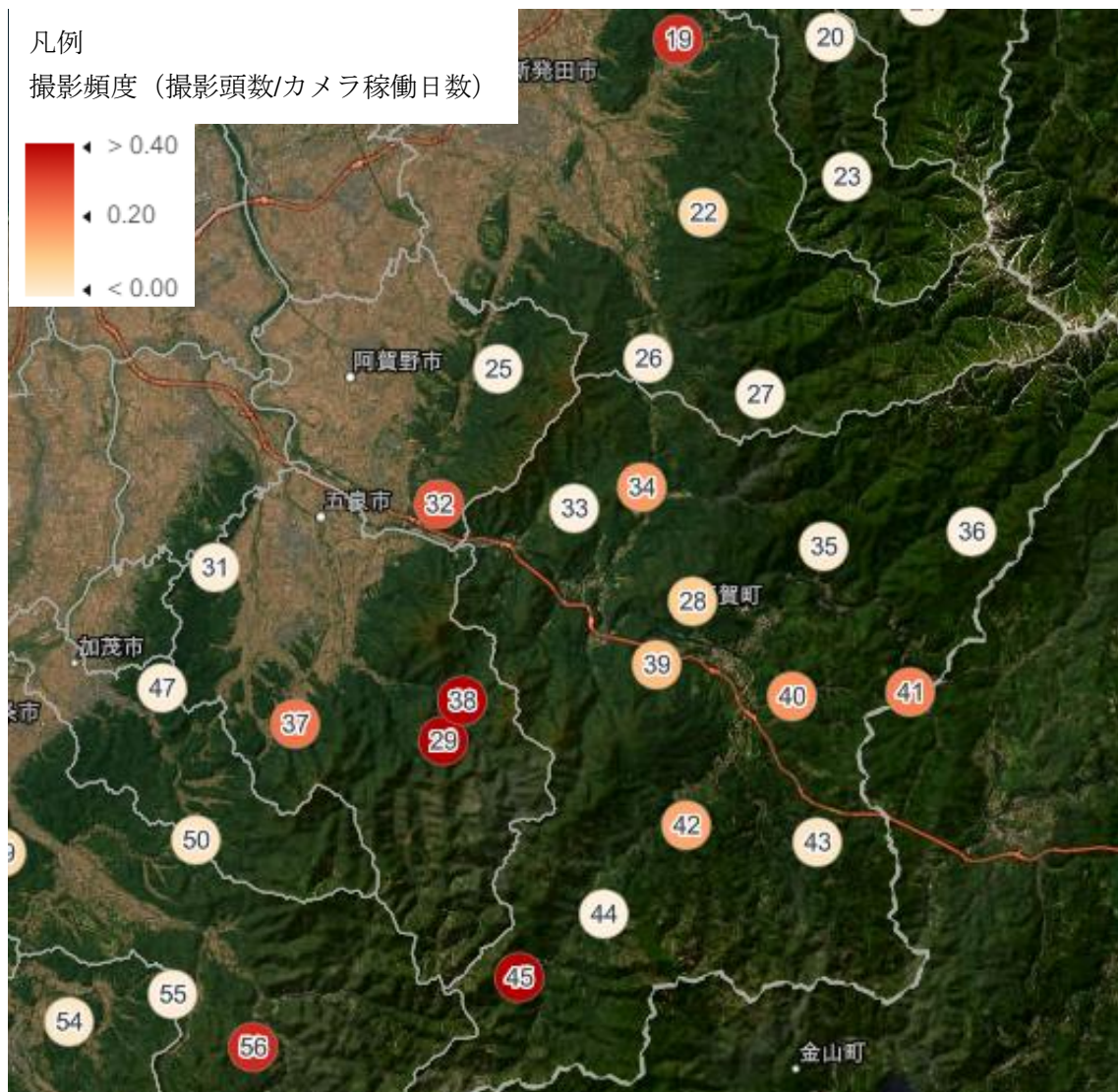


図2 令和7年度ニホンジカ自動撮影カメラ調査結果 (7~11月) 下越地域拡大図

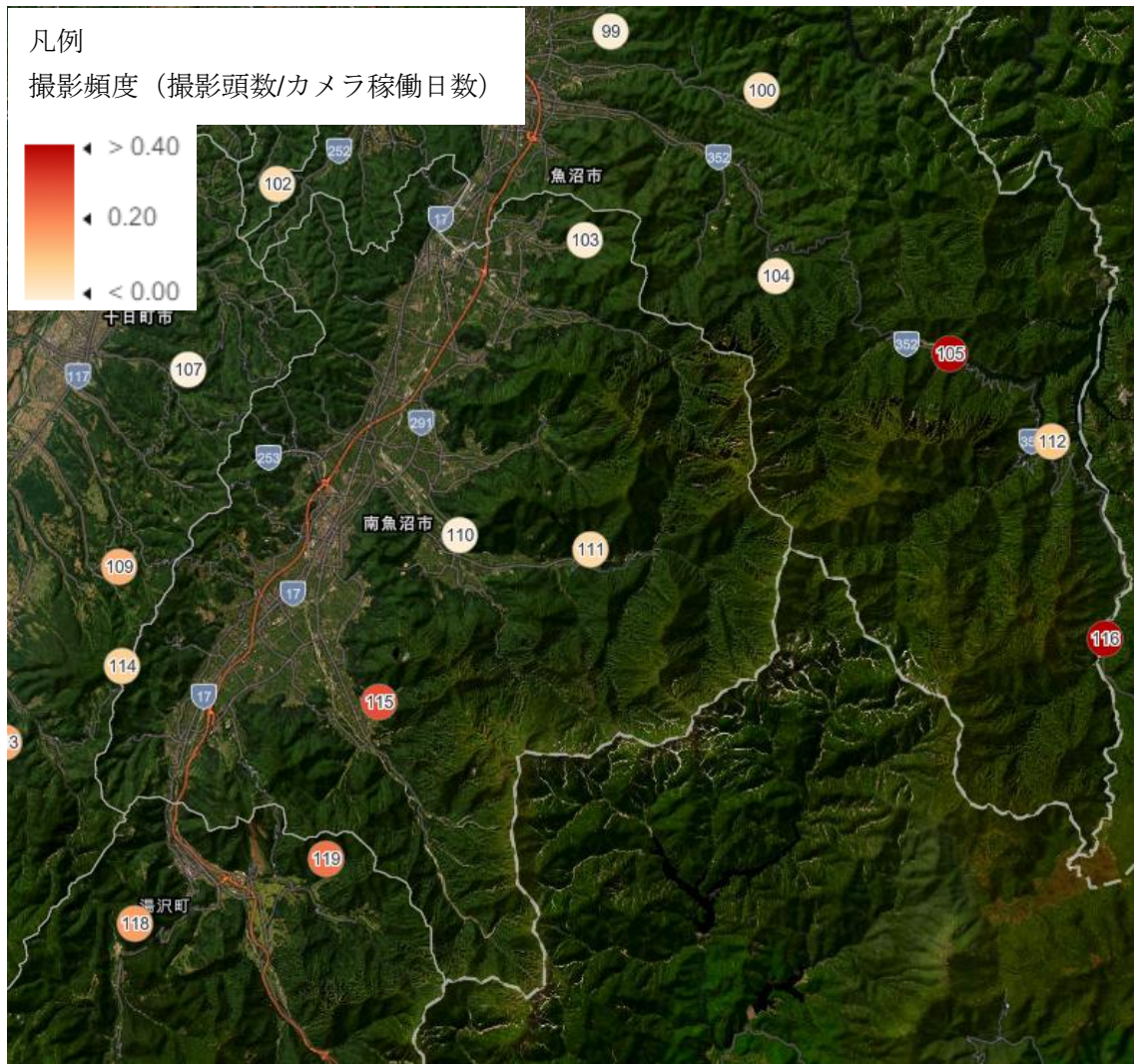


図3 令和7年度ニホンジカ自動撮影カメラ調査結果（7～11月） 魚沼地域拡大図

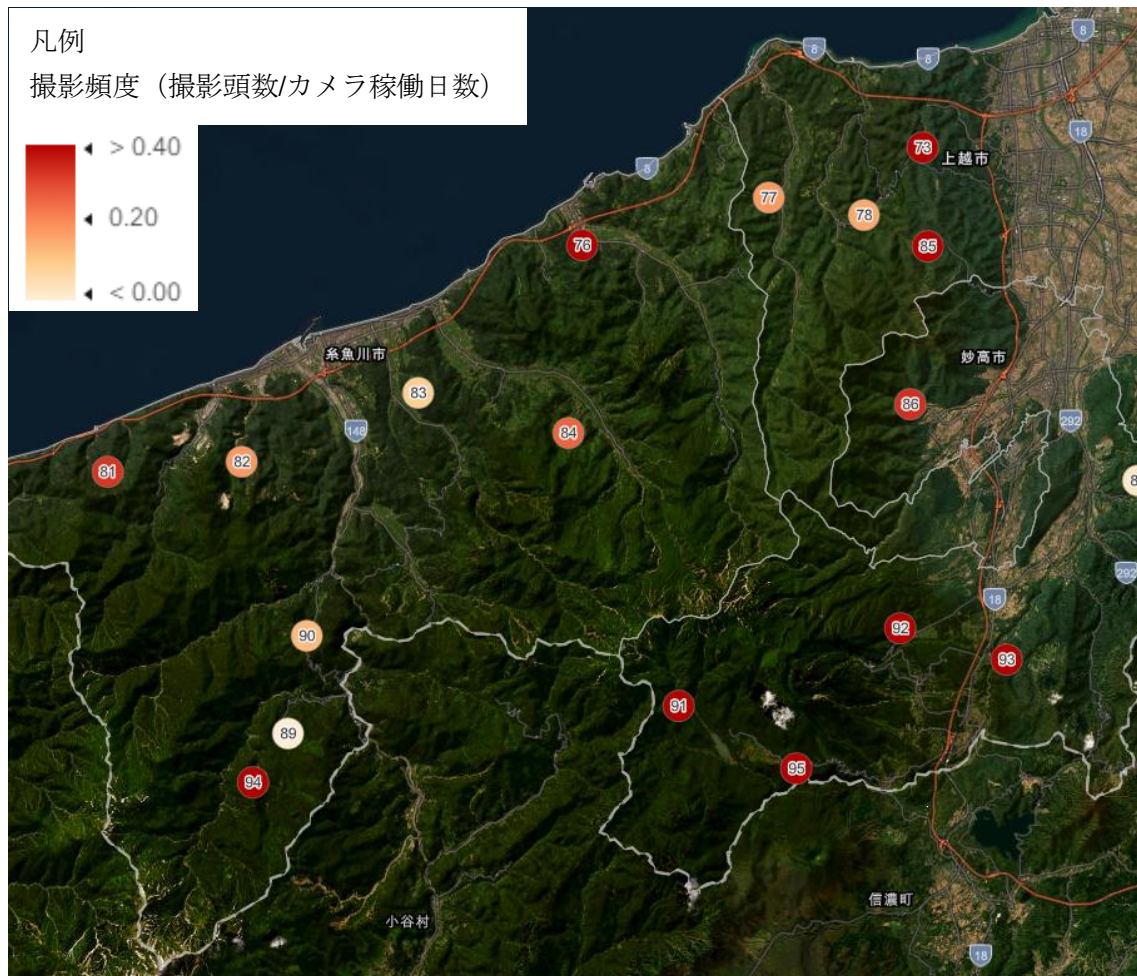


図4 令和7年度ニホンジカ自動撮影カメラ調査結果（7～11月） 上越地域拡大図